

IV 地方譲与税・府税交付金

1 令和4年度決算額等

(単位：額 千円、伸び率 %)

区 分	令和3年度	令和4年度			対 3 年度決算	
	決 算 額	当初予算額	最終予算額	決算額	増減額	伸び率
地方譲与税・府税交付金合計	52,512,515	50,355,000	54,045,000	53,261,860	749,345	1.4
地 方 譲 与 税 計	3,449,972	3,491,000	3,491,000	3,445,773	△ 4,199	△ 0.1
地方揮発油譲与税	1,369,020	1,348,000	1,348,000	1,300,510	△ 68,510	△ 5.0
自動車重量譲与税	1,803,397	1,801,000	1,801,000	1,805,176	1,779	0.1
地方道路譲与税	0	1,000	1,000	0	0	-
石油ガス譲与税	56,616	55,000	55,000	54,237	△ 2,379	△ 4.2
森林環境譲与税	220,939	286,000	286,000	285,850	64,911	29.4
府 税 交 付 金 計	49,062,543	46,864,000	50,554,000	49,816,087	753,544	1.5
利子割交付金	198,712	171,000	171,000	94,484	△ 104,228	△ 52.5
配当割交付金	1,933,756	1,472,000	2,172,000	1,852,024	△ 81,732	△ 4.2
株式等譲渡所得割交付金	2,251,924	1,615,000	1,615,000	1,281,987	△ 969,937	△ 43.1
ゴルフ場利用税交付金	33,629	32,000	32,000	33,993	364	1.1
自動車取得税交付金	234	1,000	1,000	13,156	12,922	5,522.2
軽油引取税交付金	4,363,765	4,256,000	4,256,000	4,431,967	68,202	1.6
法人事業税交付金	4,796,045	4,499,000	4,899,000	4,837,424	41,379	0.9
地方消費税交付金	34,684,560	33,727,000	36,317,000	36,215,695	1,531,135	4.4
分離課税所得割交付金	304,417	286,000	286,000	285,704	△ 18,713	△ 6.1
環境性能割交付金	495,501	805,000	805,000	769,653	274,152	55.3

2 収入額の推移

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円、 %)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
譲 与 額	1,527,152,000	1,531,660,000	1,357,832,000	1,325,806,000	1,369,020,000	1,300,510,000
期別内訳	6 月	441,482,000	428,849,000	378,550,000	425,685,000	364,557,000
	11 月	636,840,000	621,386,000	570,678,000	430,780,000	534,849,000
	3 月	448,830,000	481,425,000	408,604,000	512,555,000	401,104,000
前 年 比	99.1	100.3	88.7	97.6	103.3	95.0

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円、 %)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
譲 与 額	1,715,121,000	1,735,866,000	1,796,989,000	1,779,688,000	1,803,397,000	1,805,176,000
期別内訳	6 月	500,652,000	451,958,000	498,787,000	467,107,000	518,961,000
	11 月	707,760,000	707,988,000	750,125,000	729,859,000	737,069,000
	3 月	506,709,000	575,920,000	548,077,000	582,722,000	547,367,000
前 年 比	100.0	101.2	103.5	99.0	101.3	100.1

(3) 地方道路譲与税

(単位：円、 %)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
譲 与 額	4	3	540	11	13	5
期別内訳	6 月	2	1	3	8	2
	11 月	1	1	2	3	1
	3 月	1	1	6	2	2
前 年 比	40.0	75.0	18,000.0	2.0	118.2	38.5

(4) 石油ガス譲与税

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
譲 与 額		98,660,000	92,218,000	82,126,000	56,770,000	56,616,000	54,237,000
期 別 内 訳	6 月	24,700,000	23,250,000	21,284,000	18,683,000	14,522,000	12,804,000
	11 月	41,266,000	38,860,000	35,275,000	19,443,000	22,024,000	23,323,000
	3 月	32,694,000	30,108,000	25,567,000	18,644,000	20,070,000	18,110,000
前 年 比		97.3	93.5	89.1	69.1	99.7	95.8

(5) 森林環境譲与税

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		—	—	96,265,000	204,564,000	220,939,000	285,850,000
内期 訳別	9 月	—	—	48,130,000	102,282,000	102,404,000	142,925,000
	3 月	—	—	48,135,000	102,282,000	118,535,000	142,925,000
前 年 比		—	—	皆増	212.5	108.0	129.4

(6) 利子割交付金

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		421,637,000	396,857,000	192,128,000	201,597,000	198,712,000	94,484,000
期 別 内 訳	8 月	155,157,000	153,931,000	78,922,000	76,639,000	95,613,000	44,216,000
	12 月	161,865,000	159,405,000	65,860,000	67,668,000	68,347,000	29,303,000
	3 月	104,615,000	83,521,000	47,346,000	57,290,000	34,752,000	20,965,000
前 年 比		122.0	94.1	48.4	104.9	98.6	47.5

(7) 配当割交付金

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		1,572,177,000	1,325,882,000	1,555,705,000	1,386,850,000	1,933,756,000	1,852,024,000
期 別 内 訳	8 月	366,850,000	382,691,000	415,504,000	400,331,000	381,811,000	461,170,000
	12 月	68,257,000	63,200,000	72,000,000	75,004,000	79,410,000	77,961,000
	3 月	1,137,070,000	879,991,000	1,068,201,000	911,515,000	1,472,535,000	1,312,893,000
前 年 比		139.9	84.3	117.3	89.1	139.4	95.8

(8) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		1,561,234,000	1,012,299,000	851,842,000	1,549,316,000	2,251,924,000	1,281,987,000
期 別 内 訳	8 月	—	—	—	—	—	—
	12 月	—	—	—	—	—	—
	3 月	1,561,234,000	1,012,299,000	851,842,000	1,549,316,000	2,251,924,000	1,281,987,000
前 年 比		235.4	64.8	84.1	181.9	145.3	56.9

※交付は3月のみ

(9) ゴルフ場利用税交付金

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		29,001,700	28,550,130	30,837,520	31,055,570	33,629,610	33,993,050
期 別 内 訳	8 月	12,461,960	11,975,880	12,693,450	11,779,110	13,934,900	14,250,180
	12 月	9,577,890	8,979,670	10,113,950	10,963,610	11,840,780	11,814,110
	3 月	6,961,850	7,594,580	8,030,120	8,312,850	7,853,930	7,928,760
前 年 比		92.3	98.4	108.0	100.7	108.3	101.1

(10) 自動車取得税交付金

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		1,313,085,372	1,476,167,299	814,409,777	4,200,292	233,694	13,155,934
期 別 内 訳	8 月	381,777,959	442,209,823	439,353,274	3,853,867	10	10
	12 月	431,502,572	461,800,329	374,808,512	15,477	84,647	192,724
	3 月	499,804,841	572,157,147	247,991	330,948	149,037	12,963,200
前 年 比		127.0	112.4	55.2	0.5	5.6	5,629.6

(11) 軽油引取税交付金

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		4,217,040,422	4,190,660,319	4,203,889,341	4,113,069,964	4,363,764,684	4,431,967,181
期 別 内 訳	8 月	1,741,986,798	1,698,827,278	1,716,205,310	1,700,047,391	1,717,344,063	1,782,968,740
	12 月	1,391,907,266	1,421,349,198	1,422,898,274	1,346,684,902	1,478,350,486	1,491,802,886
	3 月	1,083,146,358	1,070,483,843	1,064,785,757	1,066,337,671	1,168,070,135	1,157,195,555
前 年 比		101.1	99.4	100.3	97.8	106.1	101.6

(12) 法人事業税交付金

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		—	—	—	2,509,231,000	4,796,045,000	4,837,424,000
期 別 内 訳	8 月	—	—	—	1,620,465,000	2,426,379,000	2,490,758,000
	12 月	—	—	—	334,693,000	887,396,000	892,027,000
	3 月	—	—	—	554,073,000	1,482,270,000	1,454,639,000
前 年 比		—	—	—	皆増	191.1	100.9

(13) 地方消費税交付金

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		26,942,288,000	27,435,724,000	26,320,231,000	31,876,568,000	34,684,560,000	36,215,695,000
期 別 内 訳	6 月	6,463,145,000	6,723,716,000	6,847,778,000	7,284,096,000	6,865,613,000	8,666,072,000
	9 月	8,823,007,000	8,684,468,000	8,524,788,000	10,758,149,000	11,522,470,000	10,544,888,000
	12 月	4,778,810,000	4,864,156,000	3,646,413,000	5,744,309,000	7,311,320,000	7,279,171,000
	3 月	6,877,326,000	7,163,384,000	7,301,252,000	8,090,014,000	8,985,157,000	9,725,564,000
前 年 比		97.5	101.8	95.9	121.1	108.8	104.4

(14) 分離課税所得割交付金

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		—	160,533,000	361,717,000	321,483,000	304,417,000	285,704,000
期 別 内 訳	8 月	—	—	—	—	—	—
	12 月	—	—	—	—	—	—
	3 月	—	160,533,000	361,717,000	321,483,000	304,417,000	285,704,000
前 年 比		—	皆増	225.3	88.9	94.7	93.9

※交付は3月のみ

(15) 府民税所得割臨時交付金

(単位：円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		26,540,649,000	3,513,991,000	—	0	—	—
期 別 内 訳	8 月	8,846,883,000	3,513,991,000	—	—	—	—
	12 月	8,846,883,000	—	—	—	—	—
	3 月	8,846,883,000	—	—	—	—	—
前 年 比		皆増	13.2	—	—	—	—

(16) 環境性能割交付金

(単位：円、 %)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付 額		—	—	240, 096, 406	592, 963, 053	495, 501, 054	769, 653, 077
期 別 内 訳	8 月	—	—	—	146, 281, 048	131, 808, 224	223, 807, 344
	12 月	—	—	45, 829, 494	177, 179, 476	144, 610, 937	217, 790, 176
	3 月	—	—	194, 266, 912	269, 502, 529	219, 081, 893	328, 055, 557
前 年 比		—	—	皆増	247. 0	83. 6	155. 3

3 地方譲与税の概要（令和4年度）

【地方揮発油譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・市町村			
使 途	特に制限なし			
本 税 の 概 要 等	地方揮発油税は、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。			
	区 分	単 位	地方揮発油税 (地方道路税)	揮 発 油 税
	S54. 6. 1 ～ H5. 11. 30	1kl 当たり	8,200 円	45,600 円
	H5. 12. 1 ～ H20. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円
	H20. 4. 1 ～ H20. 4. 30	同 上	4,400 円	24,300 円
	H20. 5. 1 ～ H22. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円
	H22. 4. 1 ～	同 上	5,200 円	48,600 円
※平成21年度から、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路税が地方揮発油税に改められた。				
譲 与 の 基 礎	① 地方揮発油税の収入額の58/100（指定都市等譲与総額）を指定市及び都道府県に、42/100（市町村譲与総額）を市町村に譲与する。 ② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額） ア 指定都市等譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}$ イ 指定都市等譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}$ ③ 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額） ア 市町村譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$ （注）道路の延長及び面積は補正される。			
譲 与 等 の 時 期	6月（当該年度の初日の属する年の3月～5月收入分）、11月（6月～10月收入分）、3月（11月～2月收入分）			

【自動車重量譲与税】

譲与を受ける団体	市町村		
使 途	特に制限なし		
本 税 の 概 要 等	自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車について、検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者に対してその重量等に応じて課税する。		
	（例）検査証の有効期限が1年以下の自家用乗用自動車		
	区 分	単 位	税 率
	S49. 5. 1～S51. 4. 30	車両重量0.5トンごと	5,000 円
	S51. 5. 1～H22. 3. 31	同 上	6,300 円
	H22. 4. 1～H24. 4. 30	同 上	5,000 円
	H24. 5. 1～	同 上	4,100 円
（注）一定の排出ガス性能、燃費性能を備えた自動車については、税率が軽減される。			

譲与の基礎	
① 自動車重量税の収入額の1/3（平成22年度からは、当分の間の措置として407/1000となっている。）を自動車重量譲与税の譲与総額とする。	
② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）	
ア 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$	
イ 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$	
（注）道路の延長及び面積は補正される。	
譲与等の時期	6月（当該年度の初日の属する年の2月～4月収入分）、11月（5月～9月収入分）、3月（10月～1月収入分）

【石油ガス譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・指定都市
使 途	特に制限なし
本税の概要等	石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスについて、充てん者に対して課税する。 ○税率1kg当たり17.5円
譲与の基礎	
① 石油ガス税の収入額の1/2を石油ガス譲与税の譲与総額とする。	
② 指定都市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）	
ア 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}$	
イ 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定都市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}$	
（注）道路の延長及び面積は補正される。	
譲与等の時期	6月（当該年度の初日の属する年の3月～5月収入分）、11月（6月～10月収入分）、3月（11月～2月収入分）

【森林環境譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・市町村	
使 途	森林整備及びその促進に関する費用（市町村）	
本 税 の 概 要 等	森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税する。 ○税率 1,000 円（年額）※令和 6 年度から課税 ○令和 6 年度までの各年度における森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の国庫債券金利変動準備金を活用。	
譲 与 の 基 礎		
① 森林環境税の収入を、以下の割合で都道府県及び市町村に譲与する。		
年度	市町村	都道府県
令和 2 年度及び令和 3 年度	2 0 分の 1 7	2 0 分の 3
令和 4 年度及び令和 5 年度	2 5 分の 2 2	2 5 分の 3
令和 6 年度以降	1 0 分の 9	1 0 分の 1
② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）		
ア	譲与総額 × $\frac{5}{10}$ ×	$\frac{\text{当該市町村の私有林人工林面積の合計}}{\text{全国の私有林人工林面積の合計}}$
イ	譲与総額 × $\frac{2}{10}$ ×	$\frac{\text{当該市町村の林業就業者数の合計}}{\text{全国の林業就業者数の合計}}$
ウ	譲与総額 × $\frac{3}{10}$ ×	$\frac{\text{当該市町村人口}}{\text{全国人口}}$
（注）私有林人工林面積については、補正される。		
譲 与 等 の 時 期	9 月（当該年度の初日の属する年の 3 月～8 月収入分）、3 月（9 月～2 月収入分）	

4 府税交付金の概要（令和4年度）

【利子割交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	利子所得等に対しては、15%の国税（所得税）と、5%の地方税（道府県民税利子割）が、源泉徴収され、納税が完結する源泉分離課税であるが、そのうちの道府県民税利子割を原資とする。 （注1）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は所得税とともに復興特別所得税の0.315%が源泉徴収される。 （注2）平成28年1月1日以後に利子等の支払いを受ける「法人」に係る利子割は廃止された。
交 付 の 基 礎	都道府県民税利子割の収入額（法人の利子所得相当分控除後）の99%の3/5（1%は徴収取扱費）に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。 $\text{市町村交付総額} \times \left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \text{の3年平均} \right\}$
交 付 等 の 時 期	8月（前年度3月～7月収入分）、12月（8月～11月収入分）、3月（12月～2月収入分）

【配当割交付金】

交付を受ける団体	市町村		
使 途	特に制限なし		
本 税 の 概 要 等	平成 16 年 1 月 1 日以後に支払いを受ける一定の上場株式等の配当について、その支払の際に課税される。		
○税率			
	区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税配当割）
	H16. 1. 1 ～ H25. 12. 31	7%	3%
	H26. 1. 1 ～	15%	5%
(注) 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間は所得税とともに復興特別所得税（平成 25 年 0.147% 平成 26 年以降 0.315%）が徴収される。			
交 付 の 基 礎	道府県民税配当額の収入額の 99%（1%は徴収取扱費）の 3/5 に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。		
市町村交付総額× $\left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \right\}$ の 3 年平均			
交 付 等 の 時 期	8 月（前年度 3 月～7 月収入分）、12 月（8 月～11 月収入分）、3 月（12 月～2 月収入分）		

【株式等譲渡所得割交付金】

交付を受ける団体	市町村	
使 途	特に制限なし	
本 税 の 概 要 等	平成 16 年 1 月 1 日以後に生じる源泉徴収口座（所得税の源泉徴収を選択した特定口座）内で上場株式等の譲渡益等に課税される。	
○税率		
区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税株式等譲渡所得割）
H16. 1. 1 ～ H25. 12. 31	7%	3%
H26. 1. 1 ～	15%	5%

（注）平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間は所得税とともに復興特別所得税（平成 25 年 0.147% 平成 26 年以降 0.315%）が徴収される。

交 付 の 基 礎	道府県民税株式等譲渡所得割の収入額の99%（1%は徴収取扱費）の3/5に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。
市町村交付総額×	$\left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \text{の3年平均} \right\}$
交 付 等 の 時 期	3月（前年度3月～2月収入分）

【ゴルフ場利用税交付金】

交付を受ける団体	ゴルフ場所在市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	ゴルフ場の利用について利用者に対して課税する。 ア 標準税率 1人1日につき800円 イ 京都府 1人1日につき600～1,200円
交 付 の 基 礎	当該市町村内に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の7/10に相当する額を交付する。 (注) 2以上の市町村にまたがって所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については、当該ゴルフ場利用税の額を当該ゴルフ場の面積の割合によって按分した額の7/10に相当する額。
交 付 等 の 時 期	8月（前年度3月～7月収入分）、12月（8月～11月収入分）、3月（12月～2月収入分）

【自動車取得税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	自動車取得税は、自動車の取得について、取得者に課税する。 ① 税 率 ア 自家用自動車（軽自動車を除く。） 取得価格の5%（26.4.1～は3%） イ ア以外の自動車 取得価格の3%（26.4.1～は2%） ② 免税点 50万円以下 (注) 一定の燃料・排ガス基準を満たす低燃費自動車や電機自動車・ハイブリッド自動車など一定の低公害自動車については、取得価額の一部分が控除されたり、税率が軽減される。 (注) 自動車取得税は令和元年9月30日をもって廃止され、新たに自動車税環境性能割が創設される。
交 付 の 基 礎	① 自動車取得税の収入額の66.5/100（市町村交付総額、95/100×7/10）を当該道府県内の各市町村に交付する。（ア及びイの合計額） ア 市町村交付総額× $\frac{1}{2}$ × $\frac{\text{当該市町村内の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村交付総額× $\frac{1}{2}$ × $\frac{\text{当該市町村内の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$ ② 指定市を包括する道府県は、①のほか、自動車取得税の収入額28.5/100（指定都市等交付総額、95/100×3/10）のうち、次のア及びイの合計額を指定都市に交付する。 ア 指定都市等交付総額× $\frac{1}{2}$ × $\frac{\text{当該指定都市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}$ イ 指定都市等交付総額× $\frac{1}{2}$ × $\frac{\text{当該市町村内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$
交 付 等 の 時 期	8月(同月収入分-前年度3月収入見込分)+4月～7月収入分、12月(8月～11月収入分)、3月((12月～2月収入分)+3月収入見込分)

【軽油引取税交付金】

交付を受ける団体	指定都市																		
使 途	特に制限なし																		
本 税 の 概 要 等	軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引き取りについて、引き取りを行う者に対して課税する。																		
<table><tr><td>区 分</td><td>単 位</td><td>税 率</td></tr><tr><td>S54. 6. 1 ～ H5. 11. 30</td><td>1kl 当たり</td><td>24,300 円</td></tr><tr><td>H5. 12. 1 ～ H20. 3. 31</td><td>同 上</td><td>32,100 円</td></tr><tr><td>H20. 4. 1 ～ H20. 4. 30</td><td>同 上</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>H20. 5. 1 ～ H22. 3. 31</td><td>同 上</td><td>32,100 円</td></tr><tr><td>H22. 4. 1 ～</td><td>同 上</td><td>32,100 円</td></tr></table>		区 分	単 位	税 率	S54. 6. 1 ～ H5. 11. 30	1kl 当たり	24,300 円	H5. 12. 1 ～ H20. 3. 31	同 上	32,100 円	H20. 4. 1 ～ H20. 4. 30	同 上	15,000 円	H20. 5. 1 ～ H22. 3. 31	同 上	32,100 円	H22. 4. 1 ～	同 上	32,100 円
区 分	単 位	税 率																	
S54. 6. 1 ～ H5. 11. 30	1kl 当たり	24,300 円																	
H5. 12. 1 ～ H20. 3. 31	同 上	32,100 円																	
H20. 4. 1 ～ H20. 4. 30	同 上	15,000 円																	
H20. 5. 1 ～ H22. 3. 31	同 上	32,100 円																	
H22. 4. 1 ～	同 上	32,100 円																	
交 付 の 基 礎																			
○ 指定都市を包括する道府県は、次の算式によって得た額を当該指定市に交付する。																			
$\text{軽油引取税の収入額} \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{当該指定都市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$																			
(注) 道路の面積は補正される。																			
交 付 等 の 時 期	8 月 (前年度 3 月～7 月収入分)、12 月 (8 月～11 月収入分)、3 月 (12 月～2 月収入分)																		

【地方消費税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし(引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充当)
本 税 の 概 要 等	地方消費税は、平成 6 年 12 月の税制改革において、消費税率の引上げ (3%→4%) とともに創設が決まり、平成 9 年 4 月 1 日から施行された。平成 26 年 4 月 1 日に税率が引き上げられ (1%→1.7%) 引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。 都道府県税であるが、当分の間、国において消費税と併せて賦課徴収される。 (税率) 消費税 (国税) の 25/100 (実質 1%) (※) 平成 26 年 4 月 1 日 ～ 消費税 (国税) の 17/63 (実質 1.7%) 令和元年 10 月 1 日 ～ 消費税 (国税) の 22/78 (実質 2.2%) (地方消費税収入額) = (譲渡割の納付額－譲渡割の還付額) + 貨物割の納付額－国に支払う徴収取扱費
交 付 の 基 礎	① 都道府県間の精算基準 (ア及びイの合計額) ア 地方消費税額 $\times \frac{\text{当該都道府県小売年間販売額} + \text{当該都道府県サービス業対個人事業収入額}}{\text{全国小売年間販売額} + \text{全国サービス業対個人事業収入額}} \times 50\%$ イ 地方消費税額 $\times \frac{\text{当該都道府県人口}}{\text{全国人口}} \times 50\%$ ② 都道府県は、①により精算を行った後の金額の 2 分の 1 に相当する額を、都道府県内の各市町村に対して人口及び従業者数に応じて交付する。(ア及びイの合計額) なお、平成 26 年 4 月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分する。 ア 都道府県の精算後の地方消費税収入額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村人口}}{\text{当該都道府県人口}}$ イ 都道府県の精算後の地方消費税収入額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村従業者数}}{\text{当該都道府県従業者数}}$ (注) 1 小売年間販売額、サービス業対個人事業収入額、人口及び従業者数は、それぞれ商業統計、経済センサス活動調査、国勢調査及び経済センサス基礎調査の数値による。 2 初年度である平成 9 年度の交付は 12 月及び 3 月の 2 回
交 付 等 の 時 期 (各月の 10 日まで)	6 月 (前年度 2 月～4 月収入分)、9 月 (5 月～7 月収入分)、12 月 (8 月～10 月収入分)、3 月 (11 月～1 月収入分)

【分離課税所得割交付金】

交付を受ける団体	指定都市
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	府費負担教職員の給与負担事務が府から指定都市への移譲されたことに伴う税源移譲のうち、指定都市に住所を有する者の退職所得の分離課税に係る府民税所得割額については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率を変更せずに、当該府に払い込まれた当該指定都市に係る税源移譲相当額（税率 2%相当額）を指定都市に交付する。
交 付 の 基 礎	前年度 3 月（平成 29 年度は 4 月）から当該年度 2 月までに府に払い込まれた指定都市に住所を有する者の退職所得の分離課税分の所得割にか係る地方団体の徴収金の額の 2 分の 1 に相当する額
交 付 等 の 時 期	3 月（前年度 3 月※～2 月収入分）※平成 29 年度は 4 月

【環境性能割交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	自動車税環境性能割は、自動車の取得価格に対し、環境性能に応じて課税される。
① 税率（取得価格に対して）	
	R1. 10. 1～R3. 12. 31 R4. 1. 1～
2020 年度燃費基準+10%以上達成車	非課税 非課税
2020 年度燃費基準達成車	非課税 1%
上記以外の自動車	1% 2%
② 免税点 50 万円以下	
交 付 の 基 礎	① 自動車税環境性能割の収入額の 44.65/100（市町村交付総額、95/100×47/100）を当該道府県内の各市町村に交付する。（ア及びイの合計額） ※令和 4 年度以降は、40.85/100（95/100×43/100） ア 市町村交付総額×$\frac{1}{2}$×$\frac{\text{当該市町村内の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村交付総額×$\frac{1}{2}$×$\frac{\text{当該市町村内の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$ ② 指定市を包括する道府県は、①のほか、自動車税環境性能割の収入額 33.25/100（指定市等交付総額、95/100×35/100）のうち、次のア及びイの合計額を指定市に交付する。 ア 指定市等交付総額×$\frac{1}{2}$×$\frac{\text{当該指定市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}$ イ 指定市等交付総額×$\frac{1}{2}$×$\frac{\text{当該市町村内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$
交 付 等 の 時 期	8 月(同月収入分-前年度 3 月収入見込分)+(4 月～7 月収入分)、12 月(8 月～11 月収入分)、3 月((12 月～2 月収入分)+3 月収入見込分)

【府民税所得割臨時交付金】

交付を受ける団体	指定都市
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	府費負担教職員の給与負担事務が府から指定都市への移譲されたことに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者に係る個人市民税所得割の標準税率（退職所得の分離課税を除く）を変更するが、府は、税率が変更されるまでの間の経過措置として、当該府に払い込まれた当該指定都市に係る府民税所得割額の 1/2 に相当する額を交付する。
交 付 の 基 礎	府民税所得割の平成 28 年度課税分（給与収入等に係る特別徴収の 4、5 月分）及び平成 29 年度課税分の収入額の 2 分の 1 に相当する額
交 付 等 の 時 期	平成 29 年 8 月・12 月、平成 30 年 3 月・8 月

【法人事業税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講じることとし、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を府から市町村に交付する制度。府は納付された法人事業税額に相当する額に 7.7%（令和 2 年度は経過措置で 3.4%）を乗じて得た額を当該市町村の従業者数で按分※して交付する。 ※経過措置あり 令和 2 年度：法人税割額 令和 3 年度：法人税割 2 / 3 従業者数割 1 / 3 令和 4 年度：法人税割 1 / 3 従業者数割 2 / 3 令和 5 年度：法人税割 0 従業者数割 3 / 3
交 付 等 の 時 期	8 月（3 月～7 月分）、12 月（8 月～11 月分）、3 月（12 月～2 月分）